改正後平成六年改正法附則第二十七条第一項	厚生年金保険法第八十条の規定による老齢厚生年金の受給権者であって、同法附則第九条の規定により同法第四十三条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が四百八十に満たない者（同法附則第九条の二第一項に規定する者を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者	一　第一号厚生年金被保険者期間の月数が四百八十に満たない者（同法附則第九条の二第一項に規定する者を除く。）であって、同法第四十三条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が四百八十に満たないもの（同法附則第九条の二第一項に規定する者を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者 二　第二号厚生年金被保険者期間の月数が四百八十に満たない者（同法附則第九条の二第一項に規定する者を除く。）であって、同法第四十三条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が四百八十に満たないもの（同法附則第九条の二第一項に規定する者を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者
改正後平成六年改正法附則第二十七条第一項	厚生年金保険法第八十条の規定による老齢厚生年金の受給権者であって、同法附則第九条の二第一項に規定する者を除くものの額の計算の基礎となる同法第四十三条の規定による被保険者期間の月数が四百八十に満たないもの（同法附則第九条の二第一項に規定する者を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者	一　第一号厚生年金被保険者期間の月数が四百八十に満たない者（同法附則第九条の二第一項に規定する者を除く。）であって、同法第四十三条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が四百八十に満たないもの（同法附則第九条の二第一項に規定する者を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者 二　第二号厚生年金被保険者期間の月数が四百八十に満たない者（同法附則第九条の二第一項に規定する者を除く。）であって、同法第四十三条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が四百八十に満たないもの（同法附則第九条の二第一項に規定する者を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者

改正後平成六年改正法附則第二十七条第一項及び第二十八条第六項		
第一項に		
第一項第一号に	四　定額部分の支給開始年齢が六十五歳に達した日以後である者　定額部分の支給開始年齢が六十五歳に達した日以後である者	三　定額部分の支給開始年齢が六十五歳に達した日以後である者　定額部分の支給開始年齢が六十五歳に達した日以後である者